

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公開番号】特開2018-201873(P2018-201873A)

【公開日】平成30年12月27日(2018.12.27)

【年通号数】公開・登録公報2018-050

【出願番号】特願2017-111140(P2017-111140)

【国際特許分類】

A 6 3 B 53/04 (2015.01)

A 6 3 B 102/32 (2015.01)

【F I】

A 6 3 B 53/04 E

A 6 3 B 102:32

【手続補正書】

【提出日】令和2年5月25日(2020.5.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 1 1

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 1 1】

ゴルフクラブヘッド1は、ヘッド上部2、ヘッド底部3、フェース部4、ホゼル部5及びバック部6を含む。ヘッド上部2はゴルフクラブヘッド1の上面を形成し、ヘッド底部3はソール部であり、ゴルフクラブヘッド1の底面を形成する。ヘッド上部2とヘッド底部3との間のヘッド正面部は、トウ側部分1a、ヒール側部分1b、及び、トウ側部分1aとヒール側部分1bとの間のフェース部4を含む。フェース部4はゴルフボールの打撃面を形成する。フェース部4は本実施形態の場合、平面の打撃面を形成しており、D1方向に延びるスコアライン41が、D2方向に複数形成されている。フェース部4と、トウ側部分1a及びヒール側部分1bとは、例えば、本実施形態のようにスコアライン41が形成されている領域か、あるいは、表面処理が異なる領域か否かで区別することができる。表面処理としては、例えば、フェース部4にはプラスチック処理等が施され、トウ側部分1a及びヒール側部分1bにはめつき処理、研磨仕上げ等が施される。バック部6はゴルフクラブヘッド1の背面を形成する。フェース部4及びバック部6はヘッド上部2とヘッド底部3との間に位置している。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 2 4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 2 4】

打撃時にスリット7の隙間が変化することから、中間部材8がスリット7から脱落したり、中間部材8の位置が変わることを防止する必要がある。本実施形態では、固定部材9A及び9B(以下、区別しない場合は単に固定部材9という。)により中間部材8A、8Bをそれぞれ固定している。本実施形態の場合、固定部材9A及び9Bは同様の構成であり、また、中間部材8A及び8Bは同様の構成である。図3(A)及び図3(B)を参照して、中間部材8A及び固定部材9Aの組の構造について説明するが、中間部材8B及び固定部材9Bの組の構造も同様である。